

第4回 戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 議事録

日時： 令和元年7月25日（木）14：30～17：00

場所： 中央合同庁舎5号館共用第8会議室（11階）

出席者： 構成員

増田座長、羽毛田構成員、赤木構成員、浅村構成員、畔上構成員、
神津構成員、篠田構成員、染田構成員、竹之下構成員、戸部構成員、
浜井構成員、秀平構成員、水口構成員

事務局

谷内社会・援護局長、辺見大臣官房審議官、泉援護企画課長、
吉田事業課長、皆川事業推進室長、橋口補佐、鳥羽係長

オブザーバー

外務省、防衛省

○橋口補佐 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、第4回「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております座席図、本日の議事次第。

資料といたしまして「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議中間とりまとめ(案)」。

以上、3点となっております。

また、別途、構成員の皆様には、第1回、第2回及び第3回検討会議の資料、それから、議事録のファイルを配付してございます。お手元でございますでしょうか。

資料の漏れ等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、これ以後、撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

(カメラ撮影終了)

○橋口補佐 それでは、議題に移ります。座長、よろしく願いいたします。

○増田座長 増田でございます。

4回目の検討会議ということで、御多忙のところ、大変恐縮でございます。

本日は、中間とりまとめ(案)について御議論いただきますけれども、その前に、前回の構成員からの御質問につきまして、事務局が発言を求めておりますので、まず説明をお願いしたいと思います。その後、引き続きまして、事務局から中間とりまとめ(案)を説明いただきまして、その後に、その内容に関しまして、構成員の皆様方から御意見や、また、事務局からの回答を伺いたい。こういう順序を考えております。

それでは、まず、前回の構成員からの質問に対する回答をお願いいたします。

○皆川事業推進室長 2点御報告いたします。

前回、畔上構成員と浜井構成員から御質問いただきました、戦友等から得られた情報に基づく調査の実施についてでございますけれども、戦友等から得られた情報に基づく調査は、従来から実施してございまして、今後も実施をすることとしております。戦友等から得られた情報については今後精査を行う予定でございますが、今の段階では、戦友等から得られた情報に基づく調査を行うことにより調査回数が全体としてどの程度ふえるかは未定でございますが、海外資料調査により得られた情報と戦友等から得られた情報については、戦域としては重なっておりますので、重複があると思われま。調査の実施に際しては、例えば派遣期間を工夫するなどして、海外資料調査から得られた情報に基づく調査と戦友等から得られた情報に基づく調査を同じ派遣の中で実施することなどを考えております。

引き続き、もう一点御報告申し上げます。前回、篠田構成員から御発言いただきました、沈没した艦船からの遺骨収集についてでございます。観光ダイバー等の目に触れて、御遺骨の尊厳が損なわれるおそれがある場合、技術面ですとか安全面等について検討を行った上で、収集可能となった場合に遺骨収集を実施しております。なお、海中深く沈没した艦船の中で眠る御遺骨については、技術面、安全面等の点から、遺骨収集は困難であり、こ

れまで行ってきておりません。

以上でございます。

○橋口補佐 では、続きまして、中間とりまとめ（案）について御説明いたします。職員2人で、交代で読ませていただきます。

まず、資料をごらんください。「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議中間とりまとめ（案）」でございます。

1 ページめくっていただいて、目次となっております。参考資料として、巻末のほうに、戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議の開催要綱、それから、本検討会議の開催実績についてつけてございます。

それでは、1 ページ目をごらんください。読み上げさせていただきます。

I 事業のこれまでの経過及び本検討会議の開催目的

(1) 遺骨収集事業のこれまでの経過

先の大戦では、約310万人の方が亡くなり、そのうち、海外（沖縄及び硫黄島を含む。）における戦没者は約240万人に及んだが、海外における戦没者の遺骨については、戦後しばらくの間、復員時や引揚時に持ち帰られたものを除き、海外の地に残されたままであった。

そのため、「日本国との平和条約及び関係文書」（昭和27年条約第5号）批准後、「海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議」（昭和27年6月16日衆議院）、「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」（昭和27年10月23日閣議了解事項）を踏まえ、厚生省設置法（昭和24年法律第151号）及び関係法令に基づいて、昭和27年度より、政府派遣団による遺骨収集事業が開始された。

昭和27年度から昭和32年度までの第1次計画では、旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施し、もっぱら戦没者の象徴遺骨（遺骨の一部）が収容され、昭和32年度に、政府事業としては一旦概了とされた。

政府事業概了後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、加えて、日本が高度経済成長期に入ったことにより、国民生活が安定した結果、遺族や戦友が海外の戦没地を訪れる事例が多くなった。また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになった。

こうした状況を踏まえ、政府により、第1次計画の結果の再検討が行われ、昭和42年度から昭和47年度までの第2次計画が作成され、計画的な遺骨収集が実施された。

その後、昭和47年の横井庄一氏救出により、遺骨収集への国民の関心が高まったことを受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第3次計画（昭和48年度～昭和50年度）が策定され、事業が実施された。

また、その後も政府により、これまで相手国の事情等で遺骨を収容できなかった地域のうち、新たに収容が可能になった地域等について、継続的な遺骨収集が実施されてきた。

このように、これまで長年にわたり遺骨収集事業が実施されてきたが、先の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ先の大戦を体験した国民の高齢化が進展している中、平成31年3月末時点までに収容された遺骨は、約128万柱（復員時及び引揚時に持ち帰られた約93万柱を含む。）であり、現時点においても約112万柱が未収容となっている。

このうち、相手国の事情により収容自体が困難となっている地域に眠る遺骨（約23万柱）及び海没した遺骨（約30万柱）を除いてもなお、約59万柱が未収容のままとなっているが、国のために尊い命を捧げられた戦没者の遺骨を一日も早く我が国に帰還させることは、国民全体の責務であり、使命である。

こうした状況を踏まえ、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的として、平成27年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号。以下「遺骨収集推進法」という。）案が議員立法として提出された。

その後、平成28年3月に同法が成立し、平成28年度から令和6年度までの9年間で、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められた。

また、同法に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、平成28年8月に厚生労働大臣により、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「推進協会」という。）が指定された。

（2）本検討会議の開催目的

戦後70年以上が経過し、関係者の高齢化に伴う遺骨情報の減少、現地の環境の変化等により、近年は遺骨収集数が減少し、実際に収容作業を担う遺骨収集団の構成員の高齢化も進展している。

また、遺骨を遺族に返還するために、遺留品等がある場合には、平成15年度より、国費によるDNA鑑定が実施されているが、近年の法医学鑑定技術の進歩等を踏まえ、遺留品等がない南方等戦闘地域の遺骨のDNA鑑定についても、有識者や遺族、遺骨収集の担い手、専門家の意見を踏まえ、今夏を目途に、政府において検討を行うこととされている。

本検討会議は、集中実施期間開始から3年が経過した今、こうした状況を背景に、DNA鑑定のあり方も含めて、戦没者の遺骨収集に関する関係者の合意形成を改めて図るとともに、広く国民の理解を得ることを目的として開催されたものであり、集中実施期間の残り6年間に、どのような目標を立て、どのように遺骨収集事業を行っていくべきかを取りまとめ、厚生労働省に提言することが責務とされている。

このたび、今後の遺骨収集事業のあり方等についての本検討会議における議論の中間的なとりまとめの結果を、厚生労働省に提言する。

（令和元年5月23日以降、計4回にわたり本検討会議は開催され、また、本検討会議の

下で、法医学鑑定ワーキンググループも計3回開催された。)

続きまして、4ページでございます。

II 目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化

(1) 経緯・現状

○目標設定について

戦友や関係団体等の協力を得ながら、海外戦没者の遺骨の帰還に向けた取組が進められてきたが、戦後70年以上が経過した今日でもなお、未だに多くの遺骨が未収容となっている。

収容遺骨数の推移を見てみると、年度ごとの差異はあるものの、平成20年度以降は年間1,000柱を超える水準で推移していたが、平成28年度以降は年間1,000柱を下回る状況にある。

遺骨収集推進法は、平成28年度から令和6年度までを遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間としている。また、政府は遺骨収集推進法に基づき、集中実施期間中の基本計画を策定しているが、具体的な目標は定められていない。

遺骨収集を計画的かつ着実に推進するためには、集中実施期間の3分の1を終えた現時点で、具体的な目標を設定する必要がある。

○事業実施体制について

現在、遺骨収集は、推進協会が情報収集及び遺骨収集を一括して受託している。また、厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務や、情報の集中的な整理分析を行っている。

(参考)

推進協会は、遺族、学生ボランティア、自衛隊OB又は先の大戦の戦闘地域毎の関係団体など、13の団体を社員として構成される。

推進協会の構成団体の会員等から構成される政府派遣団に現地通訳等を加えた調査団又は収集団が、現地調査や遺骨収集を行っており、現地調査実施後、可能な限り早期に遺骨収集を行っている。地域によっては、現地の鑑定人や現地政府の職員等が同行する場合もある。

派遣団は、多くの場合、高温・多湿の僻遠の地で、決して良好とはいえない環境において、1～3週間にわたり、人力・手作業を含む作業を行っている。近年は、学生ボランティアなどの若年層も参加しているが、戦友、遺族等の高齢化が課題となっている。

(2) 今後の方向性

事業の実施に当たっては、遺骨の所在に関する情報が遺骨収集の出発点となることから、できるだけ正確で詳細な情報を収集する必要があるところ、関係者の高齢化により、戦友等からの情報が、今後さらに減少していくと見込まれる中で、遺骨収集をさらに推進するためには、交戦国の国立公文書館等に保管されている日本人戦没者の埋葬に関する資料から得られる情報が重要である。

南方等戦闘地域については、遺骨収集推進法及び「戦没者の遺骨収集に関する基本計画」（平成28年5月31日閣議決定）に基づき、海外資料調査が実施され、平成29年度までに概了しており、埋葬地点を推定できる有効情報は計1,695件となっている。

旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、旧ソビエト連邦政府との協定に基づき、埋葬地に関する資料が提供されており、当該資料に基づき、今後調査・収容を実施する予定の埋葬地が61カ所存在し、この他、モンゴルにおいて今後調査・収容を実施する予定の埋葬地が1カ所存在する。

残る集中実施期間（令和元年度～令和6年度）において、できるだけ多くの遺骨を収集するためには事業を計画的に進めることが必要であることから、上述の海外資料調査や、戦友からの情報提供等により得られた埋葬地に関する情報について、現地での調査及び収集を計画的に実施するための目標を定めることが適当である。

具体的には、

- ・南方等戦闘地域については、従来より実施してきた戦友等から得られる情報に基づく調査に加えて、現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度にかけて遺骨収集を集中的に行う。
- ・旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、現時点において調査を要する埋葬地を令和元年度から令和3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う。
- ・調査後、可能な限り早期に収集も行う。

こととすることが適当である。

なお、機械的な試算によれば、今までに海外資料調査等により得られた埋葬地の情報について現地での調査を最低1回行うための事業量（派遣回数）は、南方等戦闘地域約80回、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地約20回となるが、調査の進捗に応じてさらに見直ししていく必要がある。（この際、戦友等から得られた情報も踏まえる必要がある。）

目標を達成するためには、1. 派遣団の人材確保、2. 推進協会及び厚生労働省の体制の強化、3. 効率的な調査・収集の実施といった課題があり、それらを解決する必要がある。

そして、そのためには、従来の仕組みを前提とするのではなく、厚生労働省及び推進協会が連携し、以下の点について具体策を検討し、実施する必要がある。

【派遣団の人材確保】

- ・遺骨鑑定人や現地での実務を熟知した人材、ボランティアでの参加者を含む派遣団の人材確保の方策（例：遺骨収集事業への参加証明書の発行）
- ・多くの方が参加しやすくなるような派遣期間・方法等
- ・雇用の手法の検討を含め、若い世代が事業に参加する環境の整備（高齢者と若い世

代が一緒になり、協力して参加してもらうことにより、世代間の経験の継承が期待される。)

- ・遺骨収集の参加者の安全・健康への配慮

【推進協会及び厚生労働省の体制の強化】

- ・推進協会のマネジメントの強化
- ・厚生労働省の推進協会との連携及び体制の強化

【効率的な調査・収集の実施】

- ・情報のさらなる精査：重複や調査済み箇所の確認等
- ・戦友等から得られた情報と海外資料調査で得られた情報とを合わせた結果に基づく効率的な実施

○鳥羽係長 続いて、7ページ以降を読ませていただきます。

III 鑑定の今後のあり方

(1) 経緯・現状

○DNA鑑定の実施体制について

DNA鑑定は、記名のある遺留品等から遺族が推定できる場合に、遺族からの申請に基づいて実施され、血縁関係が確認できた場合に、遺骨が返還されている。

現在厚生労働省が国内12の大学等と契約し、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」を構成し、検査の実費を支出している。

平成28年度からは、記名のある遺留品等がなくても、その遺族に対しDNA鑑定を呼びかける試行的取組が沖縄で実施されているが、これまでのところ、血縁関係の認められる遺族は見つかっていない。

(参考)

DNA鑑定にあたっては、DNA鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定の内容の確認を行い、必要に応じ、追加検査なども実施した上で、合議の上で結論を出している。

○鑑定に用いる検体の採取部位について

古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯に加え、平成29年4月からは、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」における議論も踏まえ、四肢骨も検体として採取し、DNA鑑定が実施されている。

○現地における焼骨について

我が国では、死者を弔うため、慣習として、広く焼骨が行われている。現在は、戦没者遺骨からDNA鑑定用の検体を採取した後に、残りの遺骨について、慰霊行事の一環として、現地で焼骨・追悼式が実施されている。

○形質人類学的鑑定について

遺骨収集の現場においては、発掘された遺骨の形態から遺骨が人骨であることを確認したうえで、祖先集団、年齢、性別等を判定しているが、遺留品の少ない南方地域にお

いては、形質人類学的鑑定が特に重要である。

○新技術の応用について

次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析などの新しい技術は、個体が帰属する集団の推定など、帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられている。

○学術的利用及び研究振興について

平成15年の「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」は、戦没者遺骨から得られたDNA分析結果の学術的価値を認識しつつも、戦没者及び遺族のプライバシー保護の観点からDNA鑑定のデータの学術的利用は慎重であるべきであるとしている。

(参考)

厚生労働省が開催した「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会」は、戦没者遺骨の身元特定にDNA鑑定を用いることの適否について、DNA鑑定の有効性やプライバシー保護等の観点から検討し、平成15年にその結果をとりまとめた。

(2) 今後の方向性

○鑑定の実施体制について

鑑定の安定的な実施や鑑定技術の向上等のためには、1. 鑑定実施体制の充実、2. 戦没者遺骨に関する研究の推進等といった課題があり、それらを解決する必要がある。

そして、そのためには、厚生労働省が中心となり、下記のような取組を行うべきである。

【鑑定実施体制の充実】

- ・DNA鑑定を実施する大学の数が増えるような環境を作る取組、DNA鑑定を実施している大学における鑑定体制の充実(戦没者遺骨の鑑定に専門性を有する人材の確保等)、これらの取組を通じた人材育成

※DNA鑑定を実施する研究者が、DNA鑑定を通じて得た分析結果、技術等を発表できるような環境を作ることで、戦没者遺骨に関する研究が進む可能性がある。

また、鑑定精度向上にもつながり、鑑定を実施する研究者の立場にも資すると考えられる。

- ・形質人類学的鑑定に習熟した人材の育成

【戦没者遺骨に関する研究の推進等】

- ・戦没者遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進

- ・戦没者遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進

※戦没者遺骨の鑑定を通じて得られた情報や技術の学会発表等が認められると、若い研究者の参加により、人材確保につながることも想定される。

※戦没者の尊厳や遺族のプライバシーに配慮し、戦没者遺骨の鑑定に資する研究に限定した上で認められるべきである。

- ・次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析といった新たな鑑定技術の応用に向けた研究の推進、遺骨収集を行う相手国等との協力関係の構築

なお、DNA抽出の可能性を高めるため、側頭骨の錐体部も検体の対象とすることが望ましい。（現地で錐体部を切り出すことはせず頭蓋骨を持ち帰る。）

また、今後、次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析といった技術の、遺骨収集分野への応用が進めば、現在は遺骨収集を行っていない混葬地（日本人と外国人の遺骨の混葬地）における遺骨収集に役立つ可能性がある。

また、次世代シーケンサによるSNP分析や安定同位体比分析に関し、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）との協力をさらに推進することも重要である。

（参考）DPAA（Defense POW/MIA Accounting Agency）

米国が関与した過去の紛争における捕虜又は行方不明者に係る調査を目的とした機関。

○現地における焼骨について

近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、より一層の科学的鑑定を行うことが期待されていることから、今後は原則として、現地で焼骨をせずに、日本でDNA抽出の後に焼骨することが望ましいところであり、厚生労働省は、本とりまとめを踏まえ、遺族感情に配慮し、遺族等関係者の理解を得つつ慎重に進めていくべきである。

また、現在、現地にて戦没者を慰霊する目的から、遺骨を現地で焼骨していることも踏まえ、今後、遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、現地において今後も追悼式を挙げる等、戦没者への慰霊を遺漏無く丁寧に実施すべきである。

なお、遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、遺骨の送還手段や送還時の防疫面での対策（遺骨に付着した土の除去）、送還後の鑑定の手順、遺族への伝達又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑等への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、厚生労働省において検討を行う必要がある。

また、国によっては、例えばインドネシアでは、国内法（文化財保護法）により、未焼骨の遺骨を海外に持ち出すことができないため、現地でのDNA鑑定等についても検討を行う必要がある。また、現在は、現地で焼骨を行うことを前提として、現地での事務手続が行われていることから、ロシアをはじめ、遺骨収集の相手国との調整を行い、相手国との調整が整ったところから、順次、遺骨を未焼骨で持ち帰ることが望ましい。

○南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定の今後の方針について

南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、

- ・遺骨の保存状況が悪いこと
- ・戦没者の母集団が大きいこと
- ・全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
- ・今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在しうる可能性を排除することが容易でないこと

から、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。

そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、

- ・推定される戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
- ・推定される戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
- ・戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。

ことが考えられる。その場合、鑑定体制の充実が不可欠である。

また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえるよう、また、DNA鑑定について正しく理解してもらえるよう、積極的な広報に努める必要がある。

なお、遺族のDNAのデータベース化については、個人情報保護の観点等から慎重な検討が必要であるが、遺族からデータベース化の実現について要望が出ていることに留意すべきである。

続きまして、

IV 厚生労働省と関係機関・諸外国との連携協力

（1）経緯・現状

○外務省との連携協力

戦没者の遺骨収集を推進するために関係国の政府と協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を実施し、相手国との協力覚書や協定の締結に努めている。

また、戦没者の遺骨収集を実施するに当たり、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、関係在外公館から支援を得ている。

さらに、外務省内に平成25年7月に設置した「遺骨帰還タスクフォース」の活性化等により協力体制を強化している。

○防衛省との連携協力

東京都小笠原村硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受け実施している。

具体的には、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得ている。

また、海外で収容した遺骨についても、自衛艦等の運行に際しての我が国への送還、遺骨引渡式への協力といった支援を得ている。

○諸外国との連携協力

フィリピンについては、昨年5月に、フィリピン政府との間で、遺骨収集事業に係る

協力覚書の署名が行われ、その後、同年10月に調査派遣が開始された。

インドネシアについては、本年6月25日に、インドネシア政府との間で、遺骨収集事業の実施のための協定の署名が行われた。今年度内の事業再開を目指し、調整が行われている。

米国政府における遺骨収集事業の実施機関のDPAAとの連携については、本年4月、協力覚書の署名が行われた。

覚書は、両国の戦没者の遺骨の所在や両国の遺骨収集活動の計画、あるいは、遺骨のDNA鑑定及び安定同位体比分析について、情報交換を行うこと等を内容としている。

(2) 今後の方向性

集中実施期間における遺骨収集事業をより一層強力に推進するため、関係省庁との連携協力体制について、今後も堅持していくことが重要である。

遺骨収集事業の実施は、収容地となる相手国の協力が不可欠であり、相手国との信頼関係の構築等について、厚生労働省と外務省は緊密に連携する必要がある。

今後も、現地の遺骨収集団等と在外公館職員が緊密に連携する体制の維持に引き続き取り組むことが重要である。

また、今後も、自衛艦等の運行に際しての遺骨の送還や硫黄島における遺骨収容作業等について、厚生労働省と防衛省は密接に連携していく必要がある。

V まとめ

戦後70年以上が経過し、遺族が高齢化するなか、今なお御帰還いただけていない多くの戦没者に一日も早く御帰還いただくため、まずは、残された集中実施期間において、厚生労働省をはじめ、外務省や防衛省といった関係行政機関及び推進協会が一丸となり、本とりまとめの内容に基づき、必要な財政上の措置を講じた上で、事業を着実に推進すべきである。

また、事業の推進のためには、国民の理解・信頼が不可欠であることから、今後、本とりまとめの内容の広報等を通じ、厚生労働省は、遺骨収集事業に対する国民の理解・信頼が一層深まるよう努めるべきである。そして、そのためには、過去の遺骨収集において、不適切な事例（旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集におけるDNA鑑定用検体の誤焼失事案、遺骨収集等に係る前渡資金の不適正経理事案）があったことへの反省を忘れることなく、真摯に事業に取り組むべきである。

なお、戦没者の遺骨収集は、遺骨の所在に関する具体的な情報が得られる限り、集中実施期間終了後も継続されるものであり、その実施に必要な体制も確保していくべきである。そして、集中実施期間経過後の事業及び体制のあり方についても、集中実施期間の目標への取組状況を踏まえ、適切な時期に本検討会議で改めて議論すべきである。

○橋口補佐 以上でございます。

○増田座長 長時間、御苦労さまでございました。これまでの3回に及ぶここでのさまざま御意見、御議論を踏まえまして、以上のような5点に集約していただきました。

それでは、また構成員の皆様方から、そうした文言等々に関しまして御意見がございました場合には、どうぞその旨、御指摘いただければと思います。いかがでございましょうか。

畔上構成員、どうぞ。

○畔上構成員 日本遺族会の畔上です。

この遺骨収集の推進に関する検討会議につきまして、私どもの遺族会の正副会長で御相談をいただきまして、この中間とりまとめ等々について、遺族会の意見ということで表明してこいということですので、発表させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○増田座長 どうぞ。

○畔上構成員 遺族会の正副会長で相談をした結果、遺族会として、このままのとりまとめ（案）では問題があるものとの結論に至りましたので、戦没者の遺族を代表する立場として、意見を表明させていただきますということでございます。

戦後70年余りを経て、今もなお112万柱余の御遺骨がいまだ海外の地にあられることは、大変遺憾であり、国の責務として、今まで以上に遺骨の収集を推進し、一柱でも多くの御遺骨を祖国に帰還する努力をしなければなりません。大前提として、御遺骨の収集については、遺族の心情を第一に考えていただきたい。

旧戦域で亡くなられた戦没者の御遺骨は、本来ならば御遺族のもとにお返ししなければなりません。しかし、現状、身元判明は困難で、ほとんどが千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨されております。

本検討会議においては、戦後80年、令和6年以降の遺骨収集について何ら触れられていないし、また、一柱でも多くの御遺骨を収集し祖国日本へお迎えする本来の目的から、DNA鑑定のためにどうするかにかじを切っているように見受けられます。DNA鑑定については、南方諸地域の御遺骨については、頭部、大腿骨が収集できたもの以外は現実的には困難と言わざるを得ません。旧ソ連など、ほぼ一体で収集できる御遺骨は、むしろ頭骨、歯、大腿骨以外は焼骨すべきと考えます。

そもそも遺骨収集は、相手国、現地の方々の協力を得て初めて成り立つものであります。そして、遺骨収集団は、収集した御遺骨はだびに付し、懇ろに慰霊、追悼し、祖国に持ち帰るといふ崇高な使命を持っている。英霊・遺族の心情も同じであると拝察をしております。

仮に御遺骨を焼骨せずに持ち帰った場合、細菌等の持ち込みの危惧、鑑定後の御遺骨の処置等、議論されていない。また、DNA鑑定のための遺族側のDNAのデータの採取など、検討すべき課題が後回しになっております。

以上の観点から、収集した御遺骨全てを焼骨せずに日本に持ち帰ることは、このままでは賛成できない。検討会議は遺骨収集の推進と焼骨の中止とは切り離して検討をしていただきたい。

以上、正副会長御相談の上、お考えということで表明をさせていただきます。

このとりまとめ等にも焼骨しないことが望ましいというふうにされておりますけれども、これが選択肢の一つであるという表現、今まで過去3回においても私ども遺族会、秀平構成員、また私も含めて、ウイルスあるいは風土病等々の危険性の話、秀平構成員からは今までやった実績の焼骨の仕方等々も説明があったと思いますけれども、この辺、正副会長御相談の上で今回表明ということでございますので、その辺を含めて座長のほうで取りまとめの御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○増田座長 ただいま畔上構成員から、文言の修正というよりも、これまで合議へと進んでまいりました焼骨せずに持ち帰るという、もう一度この点を考え直していただきたいという問題提起でございます。いかがでございましょうか。

赤木構成員、どうぞ。

○赤木構成員 JYMAの赤木でございます。

先ほど、畔上さんから正副会長の御意見が披瀝されましたけれども、私は南方にも出かけておりまして、南方で亡くられる方は洞窟などで亡くなっているのを発見される方が多くて、非常によい状態のものもあります。決して南方は鑑定ができないというようなことは、私はないと考えています。

さらに加えて、細菌、風土病ということを再三言われておりましたけれども、先日、篠田先生からも御説明があったように、きちんと洗骨をして捧持すれば、その問題は杞憂なのではないかと感じています。

むしろ私は、この中間とりまとめ（案）について、非常にいろいろな問題の本質をスルーしているところがあるかなと思っています。国が責任を持ってとしておきながら、これは鑑定の先生方が本来の大学の業務の合間を見ながらやっているといった悲鳴とも言えるような中で、何とかやっていたいでいる現状を披瀝いただきましたけれども、そちらに対する対応策がこの中間とりまとめ（案）では全く見えてこないと考えています。

今回の遺骨を仮に焼かないという決定をした場合、では、その遺骨を誰が、どのように鑑定するかということが、最も大切な部分であります。そうでなければ、現状でも厚生労働省の霊安室には、たくさんの遺骨が何年も安置されたままになっているような現状です。それを一人鑑定の本当に手弁当に近い形でやむにやまれず協力していただいている先生方の責任に転嫁されるのではないかとということが、非常に危惧されることです。

これは国の責任だということであれば、かけがえのないたった一つしかない命をこの国の未来に捧げられた人たちの鑑定です。国が責任を持ってやるというのであれば、省庁間連携ということもうたっているのです、防衛医大のほうに協力を仰ぐとか、あるいは霞が関はそういった省庁間連携を余り好まない風がありますので、ならば、厚労省は立川に災害医療センターという大きな病院を持っています。そこにきちんとラボをつくって、そちらに専従のスタッフを置くということまで見据えた中間とりまとめ(案)にしていかないと、

この祖国へお帰りいただいた遺骨を誰がいかにか鑑定するかという、WhoとHowというところが全く欠如しているのではないかと考えています。

国が責任を持ってということでしたら、行政組織内で完結できるように、そういった体制を早急に厚生労働省が中心となって構築すべきだと、この中間とりまとめ（案）を拝見して感じました。

○増田座長 よろしいですか。

ただいま赤木構成員から、焼骨せずという畔上構成員からの要望に対する御意見並びに、さらにDNAを中心とする法医学体制に対する今回のとりまとめ（案）に対する意見が出ております。2つの問題が出てまいりましたけれども、畔上構成員、ただいまの赤木構成員からの御意見に対しましては、いかがでございますか。

○畔上構成員 反論ということではないですけれども、過去3回の中でも何回かお話をさせていただいて、まずは南方については前回も申しあげましたように、今、赤木さんからはいい状態のものもあるというお話でしたけれども、ほとんど頭骨等はなく、骨片等が多いと思われます。そういう中において、なおかつ、いわゆる認識票とか、あるいは万年筆とか、そのように名前を識別できるものが風化されて見つからないということであれば、なかなかDNAで特定することは難しいだろうと思われます。

一方、北方においては、今、ある程度一体そのままという状態でも見つかっておりますので、それであれば、今までと同じように検体をとってくればしっかりと鑑定はできるのだらうということでもありますので、従来どおりに焼骨しないで検体として持ち帰る分を持ち帰り、同様に焼骨するものは焼骨をして、それぞれ亡くなった現地で吊いをして、そして、遺族会もずっと遺骨の収集をして、当初からそのようにやっておりますので、しっかりと吊いをして、従来と同じように持ってきたらどうかということでもあります。

全て焼骨しないで持ち帰った場合に、格段にその確率が上がるかといったら、そうではないように見受けられます。基本的には象徴的な部分をしっかりと検体として持ち帰れば、かなりの確率、しかし、そのかなりの確率も、例えば1,000人遺体があったら、それに対して1,000人の名前があれば照合がしやすいと私は理解しましたけれども、それが10対1,000になった場合はかなり確率が下がるという今までの討議の経緯もあったと思います。そういう中であれば、従来の方法でやっていただければいいのではないかとことを私は申し上げてきているので、全てが全て焼骨せずということではなくて、できる部分については持って帰っていただいて、検体をとっていただいて、そして、検査をしていただければいいのかなと、このように思います。

○増田座長 そうした御意見がございませうが、どうしてもここで法医学鑑定の構成員から御意見も賜りたいのですが、よろしいですか。

染田先生、よろしくお願ひいたします。

○染田構成員 私は安定同位体という手法を使って、遺骨の所属集団別のスクリーニングの戦没者の遺骨鑑定の導入についての検討を行っているところですのでけれども、本

検討を行うに当たって関係国ですね。特にアメリカ、DPAAという遺骨関係機関の人と意見交換をする機会が今まで何回かあったのですけれども、アメリカの立場からすれば、日本の遺骨収集団が収容する遺骨の中に米国出身者のものがまじっている可能性がある。それが十分な科学的な鑑定の結果が出る前に焼骨されてしまうことに対して、非常に懸念を示されていたということがございます。現地で焼骨することに対して反対するわけではないのですが、せめて科学的な検証をしっかりやった上で現地で焼骨するというふうに考えていただくのはいかがでしょうか。

○増田座長 畔上構成員、ただいまの御意見に対しまして、いかがでございますか。

○畔上構成員 学術的なことは専門外なのでよくわかりませんが、従来も形質学的に判断をしていただいて、ヨーロッパ、モンゴリアン等々、あるいは獣骨と区別をしていただいたということです。そういう中であって、より確実にするのであれば、例えば1人の先生だけではなくて2人なり3人の骨学の先生と一緒に判断していただいて、そして、その判断に基づいて持ち帰るなりということをしていただければ、より今までよりも精度が上がるのではないかと思います。

○増田座長 篠田構成員、よろしくお願いたします。

○篠田構成員 もちろん御遺族が最終的にどうされるかを決めることに何ら反対はないのですけれども、テクニカルな話をさせていただくと、複数の人骨の鑑定者を一つの場所に向かわせるということは、ほとんど人間的に不可能だと思います。それは現状を見て、何度かお話ししましたが、それほどたくさん人間が人骨の鑑定ができるわけではないという現状がございますので、それは難しいということがあるのだらうと思います。

もう一点、御遺骨のDNA鑑定の部位を持ってくるということ判断しているのは実は形質人類学者で、DNA鑑定の人ではないのです。そうすると、専門同士の間で温度差がありまして、法医鑑定をやられている方から見ると、この遺骨では無理というものを持ってきていたとか、あるいは、この部分だったらできたのに違うところを持ってきたのではないかなという意見が出てくるのです。そのときに、誰がどう責任をとるのかということになると、少し不安のような気はいたします。

もう一点、最後にお話ししますが、先ほど、細菌、要するに病原菌を持ってくるのではないかなというお話をされました。実は日本の中で、私どもの研究室で年間200体から500体の江戸時代を中心とした人骨を発掘しております。中には脳が残っていると、軟部組織が残っているものもあるのです。それを洗骨して収容している段階で特に病原菌が問題になったことは一度もございませんし、教室の中でも気をつけないわけではないのですけれども、その部分でそれほどナーバスになる必要はないのだらうと個人的には思っております。

以上です。

○増田座長 また、畔上構成員、いかがでございますか。

○畔上構成員 その話は前回もお聞きしましたが、洗骨する際に土を持ってくるわ

けではないという話も聞きましたけれども、もし数が多くなった場合に、完全に土を除去することはなかなか現実的に難しいのではないかと思います。洗濯液を入れて洗うわけでもないですから、そういうのは大変難しいということで、この件については、確固たる対策がとれていれば私は問題ないと思いますけれども、何らかのことでそういうものが残っていて、それが遺骨収集のせいだということになった場合に、それこそ英霊が浮かばれないということをお前回も申し上げましたので、その辺が確実にクリアできるのであれば、その点に関しては私から申し上げることはないですけれども、ただ、そのように思っています。洗骨だけで土まで持ってこないということが確実にできるかできないかは、懸念が残るところです。

○増田座長 赤木構成員、どうぞ。

○赤木構成員 この問題は、先にもお話ししたとおり、間違いを起こさないという問題もあります。できれば言いたくなかったのですけれども、ミャンマーでは、兵隊さんの遺骨が獣骨と一緒に間違えて埋められていたのです。これは厚労省から形質の人類学者が来てきて、その結果だったわけです。先日の会議でも言いましたけれども、シベリアにコーカソイドが入っていたという事例や、実は今、いろいろな間違いが起きています。その間違いを防ぐ意味でも、まず現地の短い鑑定時間の中で遺骨を焼いてしまうということは、間違いを看過することになろうかと思います。これは戦没者御英霊だけでなく、全世界の被埋葬者の人たちに対しても失礼なので、きちんとした科学的な手当てをするべきだと私は考えます。

○増田座長 ただいまの御意見に対しまして、いかがでございますか。ありますか。

○畔上構成員 私だけの意見ではなくて、皆さんに聞いていただければいいのですけれども、今までもそうですけれども、確実に形質学的に認められる御遺骨は持ってきてもらっているわけですから、もしそこで曖昧な部分がある、そういうものは残しておいてきていただいて、確実に持ってこられる分をとりあえず持ってきていただく。そこから始めてもいいのではないかと思います。

○増田座長 浅村先生、法医学の観点で御意見をいただけますか。

○浅村構成員 今、お話に上がっていた焼骨の有無に関しては、正直、私はいただいたというか、提示を受けた試料からDNAの分析をするという立場なので、焼骨されていても、されていなくても、手元にそういう試料があるならば、分析する者としては弊害はないので、この御意見に関しては、私は個人的には特別な意見を持っていません。

もう一点は、先ほど赤木構成員から、この中間とりまとめに関してDNA鑑定項目は曖昧というか、具体性がないというか、もうちょっと厚労省のほうで具体性を持った、聞き忘れたのですけれども、どこかの病院があるからそこにラボをつくるとかというお話があったと思うのですけれども、私は前回お伝えしたとおり、このDNA鑑定に関しては、人と機械と技術が必要だというお話を差し上げたと思うのです。そのときに、厚労省のほうでもし本腰を入れてということで予算を獲得してできるとするならば、人を当てるお金を確保す

るということと機械を購入するということは、きっと力があればというか、予算を獲得すればできると思うのですが、正直、技術に関してはできないと思います。

今、私たち12大学でということなのですからけれども、それまではそこまでの大学の数はなかったのですけれども、水口先生もそうですけれども、かなりの経験を積んできて今のレベルに達していて、これを法医学でDNA鑑定をやっている人は別に何人かの先生方はいらっしゃるのです、ぼんと渡したときに簡単にできるのかというと、決してそういうものでもないですし、仮にDNA鑑定を専門としている先生方を寄せ集めたとしても、決して、今、日本中ではそんなに多くの方がいらっしゃるわけではない。むしろ今構成している12大学から選んでくるのは、本当にわずかしかないのではないかと。

ということで、第2回目にお話も出ていたと思うのですが、人材の育成をしていかなければいけないということが、とても重要だと思っています。

最後に一つだけ、これも参考なのですからけれども、私どもは法医学の分野ですので、基本的には死因究明で警察からの依頼に対して仕事をしています。個人識別というDNA鑑定をやっている理由は、身元不明の御遺体が犯罪を含めてあったときに、それを判明させるためにということで法医学の中でこういう研究がやられているのですけれども、残念ながら、2～3年前からなのですからけれども、警察の考えとして、自分たちで個人識別をするから大学にDNA鑑定は委託しないという方針が打ち出されています。

それによって何が起きるかということ、大学に所属している者、特に若い先生方は、DNA鑑定をやる機会が非常に少なくなってきたということ、法医学の分野では危惧されているところもあるのですけれども、この事業とは直接関係のないところなのですから、DNA鑑定はそのような実際の警察業務の中で私たちが培っていた技術でもあるので、それがなくなってきた傾向にある今となつては、若い人を育てるといっては違う観点から見ていかないと難しいのではないかと。

そういう意味で、まとめさせてもらおうと、簡単に充実と言うけれども、技術がついてくるのはかなり後からになってきてしまうのではないかと。箱と機械が用意されていても、そこに技術を持った人が当たるといことは、極めて時間がかかる難しいことではないかと思っています。

以上です。

○増田座長 赤木構成員、どうぞ。

○赤木構成員 お隣なので直接言えばいいことなのですからけれども、私が先ほど病院だとか、そういったところにラボをつくるなり、人、物、金を集める工夫をというものは、当然今まで御協力いただいている、この12大学の先生方の英知を結集しやすい、そういったトラフィックコントロールができるような形での運用という意味で申し上げたものでございます。

○増田座長 その点につきまして、浅村先生から何かございますか。

○浅村構成員 これも前回お話しして、堂々めぐりにはなってしまうのかもしれないのですけれども、私たちは本業がどうしてもあって、その中でこの事業の大切さというのも今回

3回、きょうで4回目を通じて、とても認識はしているのですけれども、では、ここにどれほどのことが割けるのかということ、またそこも難しい問題があります。

ですので、これを1年、2年、3年でやるというのはとても難しく、まとめにも若干触れられていた人材の確保などに関しては、皆様方の協力も仰ぎながら、特に厚労省の方には協力を仰ぎながら、こういうことに従事していけるような方たちを私どもは育てていかなければいけないという意味では、長期のスパンも視野に入れなければいけないのかなと思っております。

○増田座長 右サイドの構成員ばかりに話をさせていただいておりますけれども、左サイドの方からの御意見はいかがでしょうか。

戸部構成員、お願いいたします。

○戸部構成員 焼骨の問題はちょっと置きます。先ほど来、お話になっているDNA鑑定の研究の奨励という意味からしますと、例えば厚労省のほうで委託研究をお願いして、そこで少なくともお金の面でのアテンドをして、その中で研究を奨励していただく、そして、後継者あるいは今後の新しい研究者の養成もしていただくことが、一つは考えられるのではないのでしょうか。

厚労省がもしそうした委託研究の制度を持っていなくて難しいということであれば、防衛省にはあるはずですから、防衛省の委託研究をそういう方向に使っていただくということも可能性として考慮していくべきではないかと思えます。

以上です。

○増田座長 ほかにいかがですか。

水口先生、どうぞ。

○水口構成員 焼骨に関しましては、技術的な問題のDNA鑑定に関する問題とか骨を識別するということのきちんと一人ずつ日本人と分けるということの問題と、焼骨をすることに関する皆さんのお考えの問題と両方入っていると思うので、多分、ここで私が言ってもそこが変わることはないと思うのですが、DNA鑑定の実施体制のことに関して、ここに書いてあることで、そちらに話が入ってきたものですから、お話ししたいと思います。

今回のDNA鑑定のあり方、現状の中で、8ページの一番上のところに、これはDNA鑑定で「○学術的利用及び研究振興について」というところがありまして、そこにこの会が始まる前の平成15年に、ここに書かれているようなことが決められているのです。その中を見ますと、上のほうで見れば最後の行になるのですけれども、「戦没者及び遺族のプライバシー保護の観点からDNA鑑定のデータの学術的利用は慎重であるべきである」というこの文章で最初からずっと来ていまして、私たちは戦没者遺骨の鑑定に関して、その試料で研究をしてはいけないと、16年、ずっと来ています。研究してはいけないということは、もちろん発表もしませんし、研究的な方向には行かない、やってはいけないということまで来ています。

だから、今回、そこで「研究」という言葉が出てきているのは、私が見ていますと非常

に画期的なことで、それは皆さんがこの前のお話の中で、御遺族の方からも、役に立つのだったらそれを研究的に用いることは構わないという意見が出て、私も実はびっくりしたのですけれども、そういう気持ちを持っていただけるということでしたら、実際にこれが今までどういう研究をするかといっても、それはやってはいけないわけですから、そのところを変えない限り、技術といってもまずできないのです。

聞いていても、研究と言われても、そこをまず解決しない限りは、新しい場所をつくっても、そこではただ機械的に検査をするしかできないということになってしまうものですから、ここをはっきりして、ここに書いてあるように研究としてこの目的に沿うのだったらやってもいいという形を認めていただければ、それは後継者の育成とか、それに参加する人が入ってきてもいいような環境になるので、その先の話がされる前に、そういったことに関して反対意見があるのかどうかということが、私から見ていると、まず最初に重要かと思って聞いています。

○増田座長 ただいま、かなり具体的なお話がありまして、文言上の解釈の点でございますが、8ページ目の上から5行目の「○学術的利用及び研究振興について」の3行目のところの「学術的利用は慎重であるべきであるとしている」という、これは過去の平成15年の決定がこういうものであるという引用にすぎませんね。そういうことですね。これを踏まえて、新たに研究できる方向に踏み出しましょうということが、この検討会議での合意ではなかったでしょうか。

泉さん、どうぞ。

○泉援護企画課長 その点につきまして、戦没者遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進につきましては、今の中間とりまとめ（案）の中に記載をさせていただいております。確認的に申し上げますと、同じ8ページ目の「（2）今後の方向性」のところでございます。「○鑑定の実施体制について」、2行ちょっとで課題を書いた上で「そして、そのためには、厚生労働省が中心となり、下記のような取組を行うべきである」ということで、厚労省が中心となって行うべき取り組みを羅列しているわけでございます。

その中の8ページ目、ずっと一番下へ行きまして【戦没者遺骨に関する研究の推進等】ということで、戦没者遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進、戦没者遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進。そして、9ページ目、最初の1行目の※戦没者遺骨の鑑定を通じて得られた情報や技術の学会発表等が認められると、若い研究者の参加により、人材確保につながることも想定される、そして、※戦没者の尊厳や遺族のプライバシーに配慮し、戦没者遺骨の鑑定に資する研究に限定した上で認められるべきであるということで「（2）今後の方向性」の中にこのような記載をさせていただいております。その文言でよろしいかどうかという視点で御議論をいただければと思います。

○増田座長 水口先生、そういうことでございますが、よろしゅうございましょうか。

○水口構成員 そのとおりで、実を言うと、私はこの文章は非常に関与して書いており

ますので、ここがちゃんとなって初めていろいろなことができるのではないかということで、私の立場が一番言いやすいと思ってお話をいたしました。

○増田座長 どうも失礼しました。畔上構成員、どうぞ。

○畔上構成員 今、御説明があったとおりですけれども、基本的にはDNAの鑑定というのは、御遺骨ですね。御英霊の血縁関係をしっかり調べるというのが大前提であって、それに伴った学術的なものについては、あくまでも主と従に置いた場合は、主はやはり御遺骨を親族に返すのが主の鑑定であって、それについてくる副産物であるという御理解をいただいて、協力いただければと。ただDNA鑑定の研究成果のためだけにやるということではなくて、あくまでも血縁関係を調べるのが主であって、それに伴う副産物であるとお考えいただきたいと思います。

○増田座長 水口先生、どうぞ。

○水口構成員 今、私が申し上げたのは、途中のところで私が関与している中で、研究というと、まず普通の人から考えると一般的には誤解される可能性がすごく高いと思って書いているのですけれども、戦没者遺骨に関する検出技術その他に関する研究をするには、その試料を使わないと絶対にできないのです。

例えばDNAの抽出方法一つについても、私は自分のやり方があるのですけれども、発表もしたことはない。例えば南方遺骨にしても、どうやってDNAの検出ができようが、根本的に抽出してきちんとしたDNAがとれるかとれないか、これはその試料を使わないとできないのです。私はすごくいろいろなことをやっているのですけれども、これは研究だから出さない、出せない。でも、そういった中で、それを発表しないでやっているという形で、現実的には技術的にはそれが上がる要素がないのです。別に私はもう現役ではないですから、それはそれで進むのならば現状のままで構わないのですけれども、この検査をする人を、後継者を育てたいというのだったら、そうしたほうがいいだろうというのが私の意見です。

○増田座長 さて、ほかにいかがですか。

○神津構成員 ありがとうございます。

幾つか質問したいことがあります。浅村先生が前回だったか、警察の協力というのもあり得るのではないかという話をなさっていた記憶があるのですけれども、厚生労働省としては警察庁をどういう存在と認識しているのかということを知りたいということが一つ。

それから、海没遺骨というものが30万柱ぐらいあって、相手国の事情で収集できないというのが23万柱ぐらいある。合わせると約53万柱あるとういうことになる。未収集のものが大体59万柱といますと、それと似通った数字になるわけで、ここに関して、つまり、こういう海没遺骨であるとか、相手国の事情によって収集できないという遺骨に関して遺族会はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思っています。

もう一つは、これは11ページにありましたけれども、外務省内に「遺骨帰還タスクフォース」の活性化等により」ということが書いてあったのですけれども、この「遺骨帰還タスクフォース」の活性化というのは、具体的にはどういうことを指していらっしゃるの

かということと、「等」というのは何か。「活性化等により協力体制を強化している」ということなので、そこが何を指しているのかを知りたいと思いました。

また、蛇足になりますけれども、文章を読んでいるときに気になったのは、10ページの下の方、これは「(2) 今後の方向性」の中だと思うのですが、一番下のところで「慎重な検討が必要であるが、遺族からデータベース化の実現について要望が出ていることに留意すべきである」と書いてあるのですが、ここをどういうふうに取り扱えばいいか、どう解釈すればいいかということ、私は文章的に感じております。

○増田座長 今、4点ばかり質問といいたいでしょうか、問題提起を含めた御質問がありますが、1番目の警察との関係については、厚労省側からお答えいただけますか。

吉田課長、どうぞ。

○吉田事業課長 DNA鑑定今後の体制について、具体性に乏しいという御指摘もいただきました。今、この検討会議で御議論をいただいた内容、それから、示された具体的なアイデアにつきましては、まさにこの検討結果を踏まえて、私どもは責任を持って、今後突き詰めていくべきだと思います。

その上で、警察につきましては、先ほど浅村先生から御紹介がありましたとおり、DNA鑑定に関しては、この戦没者の遺骨事業とは違いますが、そもそもDNA鑑定を身元特定に結びつけた出発点があるということ、大きな意味があるのだと思いますので、今後警察ともしっかりと連携というよりも、警察にどのような協力がいただけるか、私どもとして探っていきたいと思っております。

なお、ちなみに申し上げますと、今、DNA鑑定人会議の構成員のお一人に吉井先生という方がいらっしゃいます、この方は現に警視庁でDNA鑑定について指導的な役割を果たしておられますので、そういった知見を持った方からもぜひアイデアをいただきたい、また、それを具体化していきたいと考えてございます。

○増田座長 3番目の「遺骨帰還タスクフォース」について、外務省のオブザーバーの方、御説明いただけますでしょうか。

○外務省 「遺骨帰還タスクフォース」というものは、外務省内におきまして、御遺骨がある各地域の主管課等の協力によって設置されたものですけれども、活性化と申しますのは、これら各課が必要に応じて、例えば南方に行くのであれば南方地域の担当課ですとか、北方に参りますのであれば北方地域の担当課などが、厚労省様と調整の上、協力させていただくという方向で実施をさせていただいているものです。従来よりずっと緊密に連携を進めているものでございますので、文言の調整などはあると思っておりますけれども、今申し上げました形での協力をさせていただいているものでございます。

また、「等」の意味でございますけれども、具体的な何かを「等」に込めているというよりは、外務省の協力はここに書いてございますとおり、例えば最初の項目の各国当局との協議ですとか、覚書締結への協力、また、2番目の関係在外公館支援、他に、このタスクフォース以外にも細かいものを含めれば種々ございますので、そういった執筆するまで

に至らないものも含める意味で「等」となっているものかと思います。

以上です。

○増田座長 ありがとうございます。

それでは、また畔上構成員、たびたびで恐縮ですが、海没遺骨の件と遺族のDNAのデータベース化についての御質問でありますけれども、いかがでございましょうか。

○畔上構成員 遺族としては、前にも何回もお話ししておりますけれども、一日も早く、一柱でも多くというのが基本であります。そういう中であって今までずっと実施してきたのですけれども、28年に推進協会ができました。そういう中であって、ある遺族の方は、まさに国の責務と言っているのだから、海の底、いわゆる海没者ですね。そこにもちゃんと手を差し伸べるのだらうという意見がありました。

具体的に昨年の8月、NHKで放送されました。トラック諸島がありまして、その中で、いわゆる愛国丸という船がありまして、御遺骨が見つかったのが放映されたのです。これは、ダイバーのメッカになっていますので、アメリカなどが撮影したのだらうと思われますけれども、水深が56メートルとか70メートルとかの類いだと思いました。

私に手紙をくれた御遺族の方は、お父さんが愛国丸に乗っていた方で、自分でも何回もトラック諸島に行って、そして、慰霊巡拝もしてきているのですけれども、諦めていたと。機関室があかないのは諦めていたと。しかし、機関室をあけて遺骨を見たときに、自分の父がまだそこにいるのだらうという思いがしたから、どうにかならないのかという話がありました。

それももちろん厚労省には昨年話をしておりますけれども、現実的になかなか難しい部分だというのは伺っております。船を引き揚げる場合には、深さ、100メートル、200メートルぐらいであればまだ可能性はあるのでしょうかけれども、1,000メートルを超えた場合、とても難しいのだらうとか、あるいは引き揚げる場合に爆弾ですね。爆発物の処理が完全に確認されているのかという問題もあるし、引き揚げられないのであればダイバーがもぐってとればいいのか、いろいろな問題がありますけれども、直接的にまだそこまでいっていないというのが現状であります。

ただ、遺族としては、国の責務としたのだから、そこまで差し伸べてもらいたいという意見はありますので、今回はとりあえず6年までの分は集中的にやっていただいて、その先の部分、グランドデザインとかマスタープランと言っていますけれども、そちらの部分で、先般言いました硫黄島の滑走路の下はどうするのかとか、海没の方はどうするのか、あるいは政治的な部分で行けない朝鮮、中国等々があります。そういうところをどうするのか等は、そちらのほうで検討いただきたいなと思っております。

そして、なかなか実際にDNAの検査が難しいという話も全部聞いたのですけれども、遺族の一部になろうかと思っておりますけれども、間口をあけておいていただきたいと。何かのときに自分たち遺族のDNAがしっかりとってあれば、今後につながる可能性があるという希望もありますので、その門扉をあけておいてほしい。

しかしながら、基本的に難しいというのは、遺族も大体承知しているのです。だから、それはしっかり今回の先生方の話と同じように、厚労省のほうからもっと一般的にそういう実情をアナウンスしていただきたいと思いますし、一番の願いは、みんな遺骨収集に行く人間は自分の父親と思って収集に行っていますので、一日でも早く、一柱でも多くというのを基本に遺骨収集していただきたいというのが遺族会の考えです。

○増田座長 皆川室長、何か補足はございますか。

○皆川事業推進室長 御発言をお許しいただいて、ただいまの沈没艦船のお話でございます。愛国丸という具体的な船名もいただきました。実は愛国丸については、ここにおられる赤木構成員からもダイバーさんの情報がありましたよということで情報をいただいているところです。経過を申し上げますと、記録では昭和59年と平成6年に2回、沈没艦船・愛国丸からの収容をしております。59年度には349柱、平成6年、これは戦後50年ごろですが、6柱の戦没者の遺骨収容をしております。それでも、なおかつ現在御遺骨が残っている状況にあるということだと思いますが、非常に海底が斜めになっているのでしょうか。深いところは70メートルぐらい、浅いところは50メートルぐらいに船が沈んでいるようでございますので、実際、専門家の方に御意見をいただいて、安全にやらなければいけませんので、そのあたりを検討していきたいと思っています。

以上です。

○増田座長 ほかに、この案に関しまして、御意見、御質問がある方、いらっしゃいますか。

秀平構成員、お願いします。

○秀平構成員 ありがとうございます。

皆さん、それぞれの立場で本当に一生懸命、父親たちのためにこうして御討論いただいていること、ありがたく思っております。

もう75年もたちますと、最初に言いましたように、私の父親はもう帰ってくることはないと思っております。指の一本もないと思っております。南方のほうですので、その部隊は食べ物なくて、あなたの部隊はソロンへ行軍しなさい、あなたはビアクへしなさい、おたくの部隊はイドレのほうへしなさいと、皆さん、行軍して行って、行き倒れで、食べる物なしに亡くなっております。どんな洞窟へ入って死んだのか、それも個人名はわからないと思っております。それぞれの人にそれぞれの名前がありました。個人名がありました。でも、それも全部捨てて、お国のためということで、父たちは亡くなっております。

だから、南方のほうで、赤木構成員が一生懸命出してくださって、DNAがとれるものも洞窟の中にはあるのだらうと思います。でも、南方のほうで言いますと、もう骨片のほうが多いのではないかと思います。こういうお骨は持って帰ってさしあげても、もうDNAはできないと思います。私はその場で焼骨をしていただいて、帰ってまでしていただかなくても、焼骨したお骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑で眠っていただければ、これでいいと思っております。

遺族会といたしましても、おなかの中にいた人たちが、今、遺族会で活動しているぐら

いの年代でございます。そうなると、縁はだんだん薄くなってきています。だから、DNAの鑑定をしますかと言われたときに、お願いしますという人が本当に何人いるだろうかということが、今、私は不安になっております。これは遺族会の問題でして、本当に情けない話になってきておりますけれども、これから先、5年先には、孫とかひ孫になってくると、もっとこれが薄れていくのではないかと考えております。

だから、この集中期間に御遺骨を幾ら数字に近づけていただけるのか。これが本当に来年でも59万柱帰ってきましたよと言ったら、それを信じる人たちがばかりではないかと考えております。自分たちでそれを調べてどうするという、もうこの年になりましたので、ネットを引いていろいろなことを調べる人もおりません。そうなってくると、こういう書類をいただいても、眼鏡をはめて、あれをしてというような、それを読んでという遺族さんもだんだん少なくなってきております。

だから、この会議が本当に遺骨収集を検討する会として、それから、先ほど浅村先生が言ってくださった、お持ち帰ったそのお骨だけでして下さっている、そのことでも私は持って帰れるお骨がその数だと思っているし、それをDNAにさせていただいたら、私はそれでいいのではないかと考えております。

遺族会も本当に高齢になってきております。青年部をつくって後を託すような格好にしておりますけれども、でも、その人たちから言わせると、戦没者の縁は薄くなってきております。どこまでその子たちが考えてくれるか、本当にお骨を返してほしいという子がどこまでいるかというのは、これは遺族会の問題で、本当に畔上構成員、考えますよね。本当に、今、返していただけるから価値があるのであって、縁が薄くなった人たちが本当にどこまで考えてくれるか。

だから、私は、まずこの会議は遺骨収集が一番で、この数に、帰ってこられる人数に近づけてほしい。それから、持ち帰れるお骨があつて、ふるさとに帰れる人は本当に奇跡で、本当によかったねと赤飯を炊いて祝えるぐらい、DNAはその後に先生方にさせていただいて、また父たちのそれこそまだ御利用価値があるのならば、それは先生方に次の段階として、私はお願いしたいと考えております。この検討会はまず遺骨収集をいかにたくさん国内に持ってきてくださるか。それが一番だと私は思っております。

○増田座長 御遺族の心情を非常に強く提起されました。

浜井構成員、どうぞ。

○浜井構成員 浜井でございます。

とりまとめ（案）についてなのですが、私はこれを一見しまして、全体を通して内容に非常に濃淡があるなと思いました。そういう印象を受けました。先ほど来、畔上構成員、そして、秀平構成員から御指摘があり、今の議論もそうですが、鑑定のあり方についてかなり議論が集中していて、項目で言うと2つ目の目標設定というところについては、ほとんど触れられていない状況です。

冒頭、畔上構成員からも御指摘がありましたが、このとりまとめを読んで、御遺族の方

がDNA鑑定のほうにかじを切ったという印象を受けられ、遺骨収集の推進が第一なのだということを、このとりまとめ（案）の中からもなかなか読み取りにくいのではないかと感じております。

そういった意味で、この項目IIというものを見てみますと、推進法にも基本計画にも目標設定ということが書かれていないので、3年たって具体的な目標を設定するという観点から目標設定ということが述べられているだけでして、そのうえでどういう目標設定があるかという、過去3年に得られた情報に基づいて計画的に調査・収集していきますという程度のことしか書かれていません。これはここであえて提示しなくても、当然進められていくような目標なのだろうと思います。それをさらにいかに充実していくかとか、あるいは一柱でも多く、一日でも早く収集するためにどういった方策が必要であるかということがもう少し打ち出されるような、そういう中身であってしかるべきかと思っております。

そういった意味から言いますと、6ページに隅つき括弧で人材確保でありますとか、体制の強化とか、効率的な実施ということが書かれておりますが、まさにこういった点に関してそれぞれに対してもう少し具体的な意見をつけるような形で、あと6年間で何ができるかということについて、このとりまとめを見るだけでもある程度の方向性が示されたというような内容にするべきではないかと思っております。

この会議の中で、既に収集のための人材の育成の重要性とか、そういったことが指摘されているわけでありますので、例えばそういったことをよりわかりやすい形で表記をするとか、あるいは今まで情報収集をしてきて、もちろん現地調査がこれから必要ですが、調査だけでなく収集を重点的にしっかりやっていくのだということが見てわかるような、項目IIに関しては、そういった表記にしていくべきではないかと思っております。

種々意見が出ておりますので、とりまとめがこのままの形でいくのか、またドラスチックに変わるのかというのが現時点ではわかりませんので、細かい点に関しては、ここで指摘すべきかどうかかわからないのですが、2～3指摘をさせていただきたいことがございます。一つは、2ページ目の上から3行目に「復員時及び引揚時に持ち帰られた約93万柱を含む」と記載されておりますが、この表記は私は削除したほうがいいと思っております。93万柱について、どういう根拠があってこの数字が出されているのか。以前、数年前に私が厚労省に問い合わせた際には、根拠は持っていないと回答されたことがございまして、そういう数字は出さないほうがいいのではないかと感じております。例えば「これまでに収集団によって収容されたのは約34万柱である」とか、そういった数字を出すべきなのだろうと思います。

また、その下に、先ほど来議論にありました、海没あるいは相手国の事情により困難な御遺骨として数が挙げられていますが、この59万柱というものをここに数字として出すのは果たして妥当かどうかということに疑問がございまして、あくまで対象としては112万柱なのだということが、大きな方向性としてはあると思っておりますので、参考程度に星印で記すのがいいかもしれません。本文としては、「現時点においても約112万柱が未収容とな

っており、これらの御遺骨を一日も早く我が国に帰還させる」というようにつなげたらよろしいかといいます。

細かい点はいろいろございまして、その次の行に「国民全体の責務」とあり、もちろんそういう意識というものは非常によくわかるのですが、歴史的に考えると、この「国民の責務」という言葉は余り使われたことがなくて、それを打ち出すには議論が熟していないのではないかという印象を抱いています。「国の責務」とか「国の責務であり、使命である」というほうが、今の段階では適切なのではないかと思っております。

あと2点、細かいところになりますけれども、4ページの下から2行目に「近年は、学生ボランティアなどの若年層も参加しているが」とありますが、「近年は」というのは不要なのだろうと思います。学生ボランティアの参加というのは、JYMAの歴史も半世紀を迎えているように長らくあったわけでありますので、こちら辺の表現というのは「従来、協力を得てきているが」というような、そういった形に変えるべきなのだろうと思っております。

最後に「V まとめ」のところですが、私は何度も申し上げているとおり、この事業が集中期間終了後においてどうあるべきかということも踏まえて議論すべきだろうということを考えておまして、それは将来的な議論として13ページに書き込まれております。それはそれで結構なことだと思っておりますが、これがなぜ必要かという、この事業を安定的に継続的に進めていくということであれば、国民の理解・信頼というものが不可欠なのだろうと考えているからであります。その点についても記載はあるのですが、積極的な広報ということが非常に重要だろうと思っており、それはこの集中実施期間内でもぜひやるべきだろうと思っております。

そういった意味からいいますと、13ページの2つ目のパラグラフに「今後、本とりまとめの内容の広報等を通じ」とありますが、これでは余りにも限定されておりますので、例えば、閣議決定の基本計画にも普及啓発ということはしっかりと明記されており、そこでは、展示やパンフレットの配布等により普及啓発を行うものとするということが具体的に書かれておりますので、展示とか、より充実したパンフレットの作成とか、そういった手段で積極的に広報していくということ、あるいは第2項目の「目標設定」なのか、どちらに置いたほうがいいのかという問題はあると思いますが、もっと打ち出してもよろしいのではないかと思っております。

以上でございます。

○増田座長 どうもありがとうございました。

事務局は今の修正提案に配慮して、文言上、もう一度調整を図っていただきたいと思っております。

何かありますか。よろしいですか。

では、羽毛田座長代理、お願いします。

○羽毛田座長代理 まとめにつきまして、皆様から大変御意見があったのですけれども、

このままでは、いきなり事務局に預けても、意見がばらばらのままで調整と言われても事務局も恐らく困るのだろうと思うのですけれども、私は全体につきまして、確かに目標設定につきましても、あるいは鑑定につきましても、本来のことから言えば、十分であるかということから言えば、必ずしも全部が十分ではないと思います。しかしながら、この時点で一步でも進める、少しでも進めることが大変大事なことだろうと思います。

そういう観点からいくと、なぜこのタイミングでこういう検討会をされたか、つまり、厚労省としても打って出たいということがあって恐らくこれをしておられると思いますので、この時点で応援になるようにすることは大事だと思います。したがって、そういう観点から、全体を修正するにしても考えを整理していただければと思います。

この中で特に意見の割れました現地焼骨のことにつきましても、例えば、今の中ではつきり前提条件なしに、現地焼骨ではなくてお持ち帰りをさせることが望ましいという書き方になっていますけれども、それについて遺族会からの御意見もあったわけです。遺族会の、そういった遺族の方々の御意向を無視して、これを強行することはもちろんできる話ではないと思います。

一方において、私自身が聞いていて少し疑問が生じますのは、この前、赤木さんから二度焼かれることについての違和感というものが御遺族からあったという話も伺いましたけれども、御遺族の中でも、なろうことならば、そのお体のまま持って帰ってほしいという感情の方もあってあるのではないかとということも思います。

また、持って帰っても、今の段階では、今の鑑定の水準では特定に結びつくケースが非常に限られるというお話もありまして、恐らくそれもそのとおりだろうと思いますけれども、これも遺族の方のお気持ちとして言えば、そうであっても、10のうち1つであっても持って帰っていただいてやっていただくことが、遺族としてはその中の一人でもそうやってほしいという気持ちも一方においてあるのではなかろうかということも考えます。

したがって、9ページの「○現地における焼骨について」ということも、例えばここにありますような「より一層の科学的鑑定を行うことが期待されていることから」云々と書いてありますけれども、一層の科学的鑑定を行うという観点からは、こういった方向が望ましいけれども、その先にまさに書いてある「遺族感情に配慮し」云々で進めていくべきであるという形で、意見集約を図っていただくようなところを少しやっておいていただいたほうが。先ほど、畔上さんからも選択肢としてはあり得るがというような言い方でどうだというお話もありましたけれども、そこまでしてしまうと、ほとんど何を言っているのかわからないようなことになっていけませんので、何がゆえに持ってくるということがあったか、それがメリットだと考えたかということはあると思いますので、そういう観点からは望ましいけれども、一方において、そういう遺族の感情もあるから、そこを考えてというような形でまとめる方向で少し直していただく。

全体的にこの時点で出すことは非常に大事だと思いますので、そういう意味では、事務局にも少し汗をかいていただき、また、皆様方もそれぞれに理想とするところからすれば、

望むところはあったにしても、とにかく少しでも前進を図ることの助けになることも大事ではないかと。もちろん、この検討会議自体の見識も問われることですから、いかげんなことを言えということをお願いしているわけではありませんけれども、役に立つ提言という意味からは、そういうことを考えていただいたほうがいいのではないかと思います。

○増田座長 ありがとうございます。

先回まで相当議論が進みまして、かなりコンセンサスがあるのでないかと、正直申しまして、私はかなりそういう点で楽観をしておりましたけれども、しかし、遺族会側の特に御遺族の感情を踏まえた意味からの焼骨のあり方、これはやはり我々は重く受けとめねばならないと思っております。したがって、この点に関しましては、もう一度厚労省側と遺族会との間で、もう少し話し合いを進めていただくということが、まず一点でございます。

同時に、今、羽毛田構成員からもお話がありましたように、決して待っているような状況ではない、一歩でも二歩でも進めていかなければいけないというのが客観情勢であると思っております。この全体の間とりまとめ（案）、もちろんいろいろ不十分な点はあるかと思っておりますが、これは事務局と座長である私に御一任していただいて何とかまとめたい、そして、しかるべく順序で進めていきたいと考えているわけでございますけれども、いかがでございましょうか。御異論はございますでしょうか。

どうぞ。

○浜井構成員 きょうの議論はたくさんの意見が出ていて、最終的にどういった報告、とりまとめになるかということは、予想がつかない部分もございますので、今、事務局、そして、座長御一任というお話がありましたけれども、これが世に出る前に構成員の間には提示をされるとか、確認をされるとか、そういう手続があつてしかるべきではないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○増田座長 むしろその点はいかがでございますか。

○泉援護企画課長 今、事務局と日本遺族会との間で意思疎通をした上で、増田座長と事務局の間で文案を再度練ってはどうかという趣旨の御提案があったと思っております。それをした上で、また、座長の了解をいただいた上で、再度構成員の皆様にご協議申し上げて、それでよしとなったら公表するということではどうかと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

○増田座長 浜井構成員、それでいかがですか。

○浜井構成員 事前に一度提示をいただくということであれば、それで結構かと思っております。

○増田座長 赤木構成員、いかがでございますか。

○赤木構成員 私もこの重要なテーマを一任ということは、無責任にできない案件だと感じておりますので、そのように思っています。

ついでに言わせていただくと、科学的鑑定にかじを切らなければいけないと私は非常に感じていて、それには現場が、この後の科学的な鑑定のために何をしなければいけないか

ということで注意深く収容して、一生懸命汗をかくことだと思っています。鑑定の先生方から出ている技術だとかノウハウの蓄積だとかというところがもう一点あると思います。

この事業は、それに加えて行政の熱量というものが全て掛け算になって、正しい方向に行くのではないかとと思っています。厚生労働省の熱量がゼロだと、掛け算ですから、現場や鑑定の先生が幾ら苦勞してもゼロにしかありません。足し算でしたら鑑定と現場が頑張れば正数になっていきますけれども、行政がどうやって責任を持って戦没者に応えていくかという、その決断、決心をすることが第一義だと考えています。

○増田座長 ただいまの御意見に対しまして、何かございますか。

泉さん、どうぞ。

○泉援護企画課長 この事業については、行政の熱量という表現、また、掛け算となるという御指摘がございました。今までの行政のあり方に対する真剣な御忠告、提言、御批判であったと考えております。私ども事務局一同といたしまして、きょう、赤木構成員にいただいたことのほかにも、いろいろ行政の努力について指摘する部分を多くいただいたかと思っております。そうしたことを私ども一同、心に刻みまして、今後の行政、事業展開に当たらせていただきたく思っております。

なお、文言の修正につきましては、現地での焼骨の取り扱いを中心に御意見が少し分かれたところがございます。その点につきましては、先ほど申し上げたような手順で御相談申し上げたいと思います。

ただ、何よりもこの関係者の皆様が、一日も早い御遺骨の日本への御帰還と、また、可能である場合には御遺族のもとへお帰りになることを願っていることは、一致できるかと思っております。そうした皆様方の思いを無駄にしないということで、私どもは概算要求その他、今後の遺骨事業の実施の計画づくり、そうしたことに反映させていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○増田座長 まだ何か御意見はございますか。

神津構成員。

○神津構成員 やはり集中期間の中間とりまとめ文書だということは、考えなければいけないだろうと思います。今までこういう文書を出したことがないのでありますから、羽毛田構成員もおっしゃっていましたが、ある程度インパクトのある形を、今までとは違うという形をどこか柱の中に置かなければ、集中期間の中間とりまとめはふにゃふにゃとしたものになってしまうのではないかと感じております。

そして、一柱でも多く収集をすることが第一義の目的であって、そのためにこのような分野をこういうふうに変えていきたいと。そこにそごがあったり、意見の違いがあったりという部分に関しての文書の作り方というのは、それぞれ歩み寄ったりお考えいただい てつくるとしても、第一義的などころだけは外さないようにつくっていただきたいと思っております。

○増田座長 ほかに何か意見はございますか。

私の率直な意見を言わせていただければ、この第3回目から第4回目までの間がわずか1週間という非常に迫った日程を組まざるを得ない、その理由も前回少し漏らしたつもりでおります。これだけの人数が一堂に会する日程を組むのは大変な作業であり、そういう意味で、この4回というのをあらかじめ設定したわけであります。それがどのような意味を持っているかということは、皆さん、ある程度お察しいただけるのではないかと。

特に先週に私がお願い申し上げたのは、その案文に対する皆様方の御意見を事務局まで出してくださいと、そう依頼申し上げたのです。それを今になってここでおっしゃるといふことは、正直言って、私からすればルール違反です。もしも事前に、早目に、火曜日までにそうした意見が事務局に届いていたとすれば、もう少し改善の余地はあったかと思えますけれども、なかなかそのように全員の方々に動いていただけなかったということは、正直、座長として残念であります。

もちろん、私自身の運営の能力の点に対する御批判もあるかもしれませんが、それぞれ皆さんもバックにいろいろな事情を抱えていらっしゃるわけですから、それは是といたしますけれども、しかし、先ほど羽毛田座長代理から率直に御指摘をいただきましたけれども、今、一步でも踏み出さないと、もしもこれがまた今後予算上具体化できないということになると、また1年繰り越しになることが目に見えているのではないのでしょうか。

だから、何が何でもということではございませんけれども、集中的に合計4回にわたる検討会議を通じて、もう皆さん方、十分御意見を出し尽くしたと思います。ですから、そういう意味で、全部ではないにしても、9割方の部分は踏み出してよろしいのではないかと、それがこの問題にとっての一つの解決策ではなかろうかと、座長として私は考える次第でございます。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○赤木構成員 座長はルール違反だというお話でしたけれども、私は事前に説明に見えたときにも、国立災害医療センターの件もお話ししましたし、そういった意見を出しました。でも、きょう反映されていなかったのので、改めて出したまでです。一概にルール違反呼ばわりされるのは不審であり、冗長な会議回しをしていた座長の進め方にも問題があったのではないかと私は思っています。

○増田座長 ほかに御批判があれば承ります。

どうぞ。

○浜井構成員 批判ではございません。私も先週の段階で、事務局のほうには意見を出させていただいております。特に目標設定に関しては意見を出させていただいているのですが、反映をされていなかったということがございますので、一言申し上げておきます。

○増田座長 どうぞ。

○羽毛田座長代理 余り過去に言った言わない、あるいは説明にあったという議論をこれ以上しましても生産的ではございませんので、先ほど企画課長も申しましたように、再度

皆様方にも最終案をごらんいただいて御了解いただくという前提も含めて、文言なり、あるいは先ほど来、意見の対立しておりますところは、ある種の間をとった形での調整等もしまして、何とかまとめていくということで、この時点でまとめるということだけはしっかりさせていただき、そういう方向でやったほうがいいと思います。前向きのお話として処理をいただければと思います。

○増田座長 私が一言余計なことを申しました。ルール違反という言葉は撤回いたします。

それでは、先ほど申し上げたことの繰り返しでありますけれども、厚労省側と遺族会側との協議をもう一度していただきまして、その修正案をもう一度構成員の皆様方にお示しする。その上で、最終的な中間まとめ（案）というものにしたいと思っておりますけれども、それでいかがでございましょうか。

どうぞ。

○羽毛田座長代理 遺族会との調整はもちろんですけれども、この中で出ました意見についても、どういうふうに反映できるかも少し示していただいて。

○増田座長 そうですね。もちろん、その他を含めた意見内容もあわせて取り入れまして、修正した上で、この中間まとめということにしたいと思っておりますが、それでいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上によりまして、この4回にわたる「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」、ひとまず終了ということにさせていただきたいと思っております。

長時間、ありがとうございました。